

役員等報酬規程

社会福祉法人 心和会

社会福祉法人心和会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心和会（以下「当法人」という）定款8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会の出席)

第2条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき及び評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは別表1により支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬の基準)

第3条 役員が理事会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命をうけてその業務にあたった場合は、別表2により支払う。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命をうけてその業務にあたった場合は、別表2により支払う。

(監事の報酬の基準)

第4条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は別表2により支払う。

(当法人職員給与及び特別な関係の法人給与との併給)

第5条 当法人の職員として又は特別な関係の法人の職員を兼ね、職員給与が支給されている者の役員等報酬等は、支給しないものとする。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付則 この規程は令和2年6月17日より施行する。

別表 1

名 称	金 額
理事会出席等	3,094 円
評議員会出席等	3,094 円
評議員選任解任委員会出席等	3,094 円

別表 2

名 称	金 額
理事及び評議員業務等	3,094 円
監事監査指導等	3,094 円